弟子屈町は住宅建設促進事業をおこなっています。

弟子屈町では、住宅建築と定住の促進、地域の振興を目的に、
住宅の新築・増改築・リフォームに要する費用の一部を助成しています。
これまで「住宅ローンの利子の一部」を助成していましたが、
平成25年４月からは「建築資金の一部」を金券により助成しています。

助成の対象となる方

❶本町に住民登録をしている方、または住民登録を予定している方で、生活の拠点として自ら居住する住宅の新築等を行う方。
❷対象となる住宅に５年以上住民登録を行う方。
❸本町に本店又は支店、事業所のある建設業者と請負契約を締結した方。
❹申請者と対象となる住宅に同居する方のうち、納税義務者全員が交付申請日現在において、本町の町税や各種使用料などを滞納していないこと。
❺工事着手前であること。
❻専用住宅及び併用住宅であること。

※併用住宅の場合は、居住部分のみが助成対象となります。

リフォームの場合

助成対象は次のいずれかに該当する工事に要した経費です。

❶住宅の修繕、補修（一部増築を含む）工事
❷建物の内外装の改修工事
❸浴室、台所、トイレ、暖房、給排水・給湯・衛生・換気設備などの修繕、補修、取り替え工事

※１件の住宅に対し、総額20万円の助成となるまで複数回受付ます。また、過去に住宅建築資金について助成・補給を受けた方は対象となりませんのでご注意ください。

助成額

助成金は町内の店舗や事業所などで使える金券となります。

❶新築・増改築（500万以上）／請負契約金額の５％以内で、50万円を限度とします。
❷増築・リフォーム／助成対象経費の10%以内で、20万円を限度とします。

※対象となる住宅が、自然エネルギー発電施設の設置などに伴う国・道・町などの他の制度による補助金・貸付金を受ける場合は、請負契約金額から補助金等の金額を差し引いた金額により助成金を算出します。
※１件の工事金額が30万以上となる工事を助成対象とします。（平成26年4月1日より）

町内の事業者の方へ

金券の取扱店を募集しています

上記助成金として発行される金券の取扱店を募集します。

対象 町内に本店事業所を有し、事業を行っている方。（町内の登録店で使える金券となりますので、建設業に関わらず小売業・飲食店・理容業などたくさんの店舗の登録をお願いしています。

発行者 弟子屈町長　問い合わせ先 弟子屈町役場建設課 TEL015-482-2941(直通)